

## 委員会代表者会議の公開に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大阪府議会議事規則第124条第4項に基づき、同条第1項別表に規定する委員会代表者会議（以下「代表者会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公開の方法)

第2条 代表者会議の撮影及び録音（以下「撮影等」という。）は、大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領第4条に基づく許可証の交付を受けた大阪府政記者会加盟社（教育常任委員会代表者会議での撮影等にあつては、大阪教育記者会加盟社を含む。）に従事する者に限り、これを行うことができる。

2 代表者会議の要点記録の公表は、府議会ホームページに掲載することにより行う。

### (撮影等をする者の遵守事項等)

第3条 前条第1項の規定により撮影等をする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 代表者会議室では、必ず許可証及び自社腕章又は社員証の類を着用すること。
- (2) 代表者会議室では、大阪府議会議事規則を守るとともに、係員の指示に従うこと。

2 撮影等を行うことができる場所は、別図に定めるとおりとし、使用できる機器は、カメラ、TVカメラ及び録音機とする。

### (補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、代表者会議の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年3月7日から施行する。